

支える会ニュース

〒170-0012 東京都豊島区上池袋 2-34-2
 TEL 03-5974-0816 FAX 03-5974-0861
 e-mail: sasaerukai@20jyosaiban.net
<http://www.20jyosaiban.net/>
 郵便振替 00170-7-386997 郵政 20 条裁判を支える会

東日本 20 条裁判・新たに追加の訴訟を起こしました！

■第 1 回口頭弁論期日 12 月 2 日(月)13 時半～ 東京地裁 631 号法廷
 □裁判終了後、日比谷図書館会議室で報告集会を行います。

労働契約法 20 条裁判をたたかう東日本原告 3 人は、東京高裁（2018 年 12 月 13 日に判決）まで損害賠償を請求していた期間以降である 2016 年（平成 28 年）9 月以降から 2019 年（令和元年）7 月までの各種賃金及び労働条件の差額の損害賠償を求めて 9 月 19 日、東京地裁に提訴しました。合わせて、正社員の就業規則・賃金規定が適用される地位の確認等も請求しました。原告 3 人は郵政では法を 1 年半前倒して 2016 年 10 月に制度がスタートした労契法 18 条に基づく無期転換を行わず、有期雇用のまま「不合理な格差」のもとで今も働き続けています。今回の裁判は前訴以降を請求期間とした拡張請求の裁判であり、原告 3 人の請求額は約 1,400 万円です。

19 日に弁護団が東京地裁に提出した訴状は損害目録まで含めると 100 ページを超えるものです。本件では改めて有期契約の原告 3 人が同じ業務に従事する新一般職正社員と各種手当及び休暇等の労働条件の相違について、不合理なもの認められるのかということを中心とする争点に労契法 20 条の立法事実及び立法主旨を主張し、さらにハ

マキョウレックス・長澤運輸の二つの最高裁判決にも触れ、原告ら期間雇用社員と正社員との労働条件の相違と不合理性を立証しています。

また、新たに会社が東西判決後に行った年末年始勤務手当と住居手当の就業規則による不利益変更に対して、被告・会社は「新一般職に支給されていた住居手当を廃止し、司法が命じた期間雇用社員に対する損害賠償請求権を無効にし、新一般職の労働条件を切り下げる方向で処遇格差解消を図ろうとした」と指摘、「労働契約法 20 条は、有期契約労働者の待遇の改善を実現するために立法化されたものであり、正社員の待遇を引き下げることによって格差を是正することなどは法の趣旨に真っ向から反するものである。被告の措置は司法判断を無効とする方向での改定であり、何ら合理性が認められるものでない」とし、「原告は従前の 100%の金額に基づく差額相当額の支払を請求する権利を失わない」と主張しています。

第 1 回口頭弁論期日は 12 月 2 日（月）13 時半から、東京地裁 631 号法廷で行われることが決まっています。裁判終了後は日比谷図書館会議室で報告集会も行います。多くの支援のみなさんの傍聴をお願いします。



190人の組合員の要求を無視した 不誠実回答を許さない！ たたかいは第二次の集団訴訟へ

日本郵便とゆうちょ銀行2社は、郵政ユニオンが所属する非正規組合員188人の名を記載し、労働契約法20条に基づき、手当等の支払いを求めた要求書（8月20日提出）に対して、要求項目すべて「要求には応じられない」と10月5日、回答してきました。労契法20条に基づく第一次要求（2017年10月提出）、第二次要求（2019年2月提出）の回答内容からもある程度予想されていたとはいえ会社回答は勇気を出し要求を提出した組合員の要求を全く無視した不誠実な回答です。到底、認めることはできません。

今回は要求書と合わせて、損害賠償にかかわる3年の消滅時効を止めるために、催告書を内容証明郵便物として郵送しています。まだ、要求書に対する回答交渉は行われていませんが、この回答によって郵政ユニオンはこの間の組織決定に基づき、労働契約法20条裁判の第二次訴訟を提起することになります。この裁判は100人を超える非正規組合員が原告となり、全国各地で集団訴訟としてたたかわれる裁判となります。それは郵政ユニオンの総力を結集したとりくみとなります。

□労働契約法20条裁判・最高裁要請行動

- ・日時 11月15日（金）15時30分～16時
- ・宣伝行動 15時から
- ・集合 最高裁西門

○議員懇談・打ち合わせ

衆議院第一議員会館面会室 12時30分～



◆支える会結成から5周年を迎えました！

さらなるご支援を！

2014年11月30日の支える会結成から5年が経過しました。支える会は多くの労働組合、団体、労働者、市民、そして組合員の支援の力で二つの裁判をたたかう原告を支えてきました。郵政という巨大企業を相手に一つひとつの判決を積み上げ、成果を勝ちとってきたと思います。改めて、支援のみなさまに感謝いたします。

今号でも紹介したように、新たな裁判が始まり、さらに第二次訴訟も予定されています。また来年3月には無期転換後の不合理な労働条件を問う「アソシエイト訴訟」も想定します。これまで以上の財政の確立が求められています。11月は会員継続の時期でもあります。ぜひ、20条裁判を支えてください。会員の継続と会員拡大にご協力をお願いします。

◆会費・カンパのお願い◆

「労働契約法20条裁判をたたかう郵政原告団を支える会」

新規加入・継続・カンパ等ご協力いただける方は、住所・氏名を明記のうえ、下記へ送金願います。

年会費 個人1口 1000円

団体1口 3000円

郵便振替口座 00170-7-386997

「郵政20条裁判を支える会」